

## 5 その他（介護保険制度改正関係）

### 5-1 地域介護・福祉空間整備等交付金について

#### （1）地域介護・福祉空間整備等交付金の見直しについて

##### ア．都道府県交付金の廃止について

去る11月30日に決定された今次の三位一体改革の一環として、平成18年度から、特別養護老人ホームなど広域利用型施設の整備に係る「都道府県交付金」は廃止し、都道府県等に税源移譲を行うこととなった。

##### イ．市町村交付金の拡充について

一方、地域密着型サービス等の拠点を面的に整備することを支援する市町村交付金については、地方自治体からの要望も踏まえた上で、その拡充を検討している。

#### （2）平成18年度以降の市町村交付金の提出期限等について

上記（1）の制度見直しに伴い、今後法改正が必要となるので、従来お示ししていた平成18年度の市町村整備計画の提出期限（計画期間の初年度の前年度の1月末日）については、法案成立後にお知らせする予定であるので、この旨管下市町村等に周知いただきたい。

## 5-2 地域密着型サービスについて

### 1. 「みなし指定」及び事業所情報の移管について

- 改正介護保険法附則第10条第2項及び第3項の規定により、改正法施行日である平成18年4月1日に指定を受けている認知症対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護（定員29人以下）及び指定介護老人福祉施設（定員29人以下）は、施行日にその所在地の市町村から（施行日前日に他市町村の被保険者が利用・入所している場合には、当該他市町村から）、それぞれ認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の指定を受けたものとみなすこととされている。
- また、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護についても政令で同様の措置をとることを検討している。
- この「みなし指定」に係る事業所の指定情報等については、漏れのないよう都道府県から市町村に移管していただきたい。

### 2. 指導監査について

- 地域密着型サービスの事業者・施設に対する指導監査についても、市町村が行うこととなっているため、従来都道府県が行ってきた指導監査の方法やその蓄積してきた情報を市町村に引き継ぐ必要がある。
- 具体的な指導監査の基準は、地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準省令等が固まった後にお示しすることとなるが、都道府県におかれては、市町村において指導監査が円滑に行われるよう市町村を集めた説明会を開催していただくようお願いしたい。

### 3. 地域密着型サービス事業者の指定事務等について

社会保障審議会介護給付費分科会で指定基準に関する審議が進んでいることは御承知のとおりであるが、指定事務に係る指定申請書(参考例)等について暫定的なものをお示しするよう準備を進めており、できるだけ早い段階で情報提供したい。

## 地域密着型サービスに関するQ&A

平成17年12月19日

(問1) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は事業者のみなし指定があるが、認知症対応型通所介護は新たに指定の申請を行う必要があるのか。

(答)

- 1 現在認知症高齢者専用の通所介護の報酬を算定している通所介護事業所については、政令において、認知症対応型通所介護の指定を受けたものとみなすことを検討しており、新たな指定の申請は不要とする予定である。
- 2 また、他市町村の被保険者が上記の通所介護を利用している場合の当該他市町村のみなし指定は、平成18年3月中に当該被保険者が利用した場合に当該被保険者に限って認める方向で検討している。

(問2) 事業所が所在する市町村以外の市町村によるのみなし指定の効力はどこまで有効なのか。

(答)

施行日の前日（認知症対応型通所介護の場合は平成18年3月中）において地域密着型サービスを利用していない他市町村の被保険者まで指定を受けたとみなされた事業所を利用することができる取扱いとなるのは、地域密着型サービスの趣旨からすると適当ではないと考えており、改正介護保険法第10条第2項及び第3項並びに政令の規定により、他市町村の長から地域密着型サービスの指定を受けたとみなされた事業者に係る当該指定については、施行日の前日（認知症対応型通所介護の場合は平成18年3月中）において当該地域密着型サービスを利用している他市町村の被保険者に限り、その効力を有することとする予定である。

(問3) 事業者指定を行うに当たって、他市町村から転入して利用することを一定程度制限することや指定を受けてから開業するまでの期間の制限を、条件として付することは可能か。

(答)

改正介護保険法第78条の2第7項の規定に基づき、市町村長は事業者の指定を行うに当たって、事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができることされており、市町村が地域の実情に応じてお尋ねのような条件を付することは可能である。

(問4) 地域密着型サービス運営委員会の運営財源はどうなるのか。

(答)

地域密着型サービス運営委員会の運営に係る費用については、介護保険事業計画作成委員会と同様に一般財源で賄うことになる。

(問5) 平成18年4月1日にみなし指定された事業所が、市町村が定めた基準を満たしていない場合、指定取消等の対象となると考えてよいか。

(答)

- 1 地域密着型サービス事業者のみなし指定は、平成18年4月1日に事業所が所在する市町村の長(他市町村の長によるものを含む。以下同じ。)から指定を受けたものとみなされるものであり、当該市町村が定めた基準を満たしていないからといって直ちに指定の取消を行うことは適当ではないと考えられる。
- 2 市町村が独自に基準を定める際には、みなし指定を受けている事業者の状況を踏まえ、適切な経過措置を定めることが必要である。

(問6) 平成18年4月1日にみなし指定された事業所の指定の更新時期は、同日から6年なのか、当初指定を受けた日から6年なのか。

(答)

- 1 平成18年4月1日に地域密着型サービスの指定を受けたとみなされた事業者についての施行日後の最初の更新については、政令において、当初の指定を受けた日から6年とする予定である。
- 2 また、平成13年4月1日以前に指定を受けた事業者については、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において、当初指定を受けた日に相当する日（当初指定を受けた日が平成12年10月1日の場合は平成18年10月1日）から1年とする予定である。

(問7) 同一事業所が認知症対応型通所介護と通所介護の指定をそれぞれ受けることは可能か。また、小規模多機能型居宅介護と通所介護ではどうか。可能な場合、都道府県と市町村それぞれに指定の申請を行う必要があるのか。

(答)

- 1 同一事業所が認知症対応型通所介護と通所介護の指定を受けることは、それぞれの人員等の基準を満たしていれば可能であり、この場合は、都道府県と市町村それぞれに指定の申請を行う必要がある。
- 2 小規模多機能型居宅介護は「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供するという従来にない新しいサービス類型であり、通所介護とではサービス内容が異なることから、同一事業所が小規模多機能型居宅介護と通所介護の指定をそれぞれ受けることは、想定していない。

(問8) 平成18年4月1日にみなし指定された事業所について、市町村は当該事業所の情報を有していないが、再度事業者から必要書類を提出させることは可能か。

(答)

平成18年4月1日に地域密着型サービスの指定を受けたものとみなされた事業者に関する情報については、指定事務が都道府県から市町村に移管されたことを踏まえ、基本的には市町村は都道府県から必要書類等の引き継ぎを受けるものと考えている。

(問9) 市町村の実情に応じて、地域密着型サービスの指定を平成18年4月1日以降に行ってよいか。

(答)

平成18年4月1日からサービスを開始できるよう指定事務を進められる事業所については、そのようにすることが望ましいが、地域密着型サービスは小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護など新しいサービスであることから、来年指定基準が示されて以降、その指定基準を満たすことができる事業所かどうか、ある程度慎重な検討が必要不可欠と考えており、指定が18年4月1日以降となっても差し支えない。

(問10) 現在、指定事業所番号を付番されている事業者が新たに地域密着型サービス事業者として指定を受ける場合は、新たな番号を付番することになるが、現在の番号はどうなるのか。

(答)

既に指定事業所番号を付番されている者は、当該事業所番号に係る指定を辞退しない限り、地域密着型サービス事業者としての新たな指定に係る番号と既に付番されている指定事業所番号を有することとなる。

(問11) 認知症対応型共同生活介護サービス事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護サービス事業所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス事業所及び認知症対応型通所介護サービス事業所は、平成18年4月1日以降は地域密着型サービス事業所としてみなし指定されるが、事業所番号は他の地域密着型サービス事業所と同様に新たに付番をするのか。

(答)

- 1 みなし指定となる認知症対応型共同生活介護サービス事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護サービス事業所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス事業所及び認知症対応型通所介護サービス事業所については、市町村の事務の省力化の観点から、現行の事業所番号をそのまま使用するものとする。(4月1日以降新たに指定となる地域密着型サービス事業所の事業所番号の付番方法については、9月26日の全国介護保険・老人保健事業担当課長会議資料を参照)
- 2 また、上記事業所のうち、認知症対応型共同生活介護サービス事業所及び認知症対応型通所介護サービス事業所については、地域密着型介護予防サービス事業所として同時にみなし指定となるが、当該事業所の番号も従来のおりとするものとする。

### 5-3 家庭裁判所が行う成年後見制度説明会等への協力について

成年後見制度の利用に当たって、申立人が制度の趣旨や後見人等の職務などを十分に理解することなく申立てが行われると、審理が遅れたり、後見開始後に適切な後見が行われなかったりすることとなり、結果として本人の権利擁護が十分に図られないおそれがある。そのため、地域包括支援センターにおいては、成年後見制度や管轄する家庭裁判所の運用等について十分に理解した上で、申立支援等の業務を適切に行っていく必要がある。

今後、地域包括支援センターの職員が成年後見制度や手続を十分に理解した上で相談者に対して適切な対応を行うことができるよう、家庭裁判所において地域包括支援センター職員予定者を対象として成年後見制度の説明会等を実施することが検討されているところである。これに向けて、各都道府県におかれても、以下の事項について御協力いただくようお願いしたい。

#### (協力依頼事項)

1 家庭裁判所から説明会等を開催したい旨の連絡があった場合には、県内の地域包括支援センター設置予定箇所数を家庭裁判所に伝えるとともに、説明会開催の案内があった旨を市町村に連絡し、市町村を通じて地域包括支援センター職員予定者に対して参加案内の送付や、参加の促進を行ったりする等の便宜を図り、地域包括支援センター職員予定者が家庭裁判所で行う説明会に出席するようにしていただきたい。

※ 出席するのは、地域包括支援センター職員予定者のうち社会福祉士等が中心となると考えられるが、職種に縛られるものではない。

2 家庭裁判所が説明会等を開催する場合には、必要に応じて可能な範囲で県の会議室等を説明会場として提供するなど、説明会が円滑に実施されるよう便宜を図っていただきたい。

3 家庭裁判所との連絡窓口となる各都道府県の担当者について、下記メールアドレスまで登録いただきたい。

(送付先) [ishibashi-shinya@mhlw.go.jp](mailto:ishibashi-shinya@mhlw.go.jp)

(報告内容) 都道府県名、担当部署名、担当者名、所在地、電話番号、FAX番号、メールアドレス

※締切：平成17年12月21日（水）厳守

なお、地域包括支援センターの設置箇所等が確定した後は、家庭裁判所に対して、地域包括支援センター連絡先一覧を送付する等、地域包括支援センターに関する情報提供に努めていただきたい。

## 5-4 第3期介護保険事業（支援）計画に関するQ&A

問1 養護老人ホーム入所者に関するサービス見込量の取扱い如何。

(答)

養護老人ホーム入所者の中での介護保険サービス利用者見込数については、養護老人ホーム入所者のうち、要介護（支援）認定を受ける者の見込数、その中で介護サービスの利用意向がある者の見込数等を勘案して算定する必要がある。

その上で、これらの利用者見込数を、居宅サービスを利用するか、又は、外部サービス利用型の特定施設を利用するかに区分し、サービス量を見込んでいただきたい。

問2 現行の要介護1から要支援2に移行する者の見込方法如何。

(答)

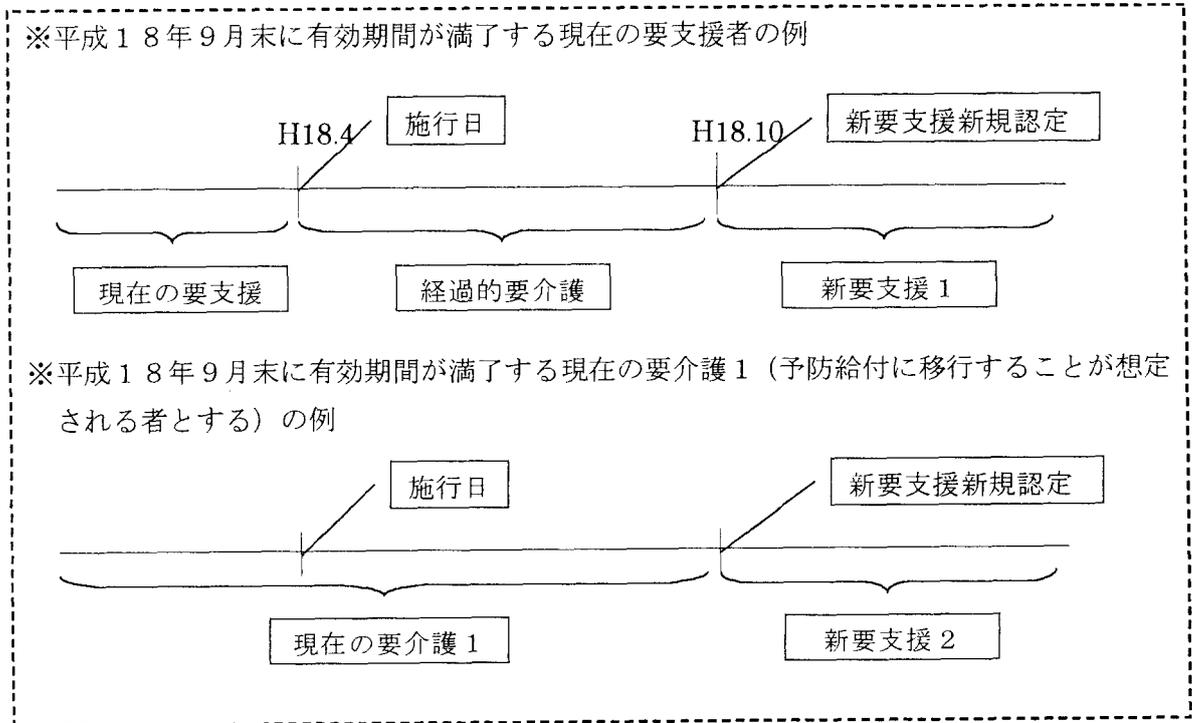
平成17年9月26日全国介護保険担当課長会議において、現行の要介護1のうち、約7～8割の者が予防給付の対象となると仮置きして推計するようお示したところである。

しかしながら、第1次要介護認定モデル事業の結果では、要支援2は約6割であること、現行の要介護1の者については、今後の認定更新時以降に要支援2が順次発生していくことから、介護保険事業計画上の見込みにおいては、経過的に要介護1に残る者も勘案して、平成18～20年度の3カ年平均で60%とすることを参考とし、最終的には第2次要介護認定モデル事業の結果を踏まえ、地域の実情に応じて見込んでいただきたい。

(参考) 新予防給付への段階移行について

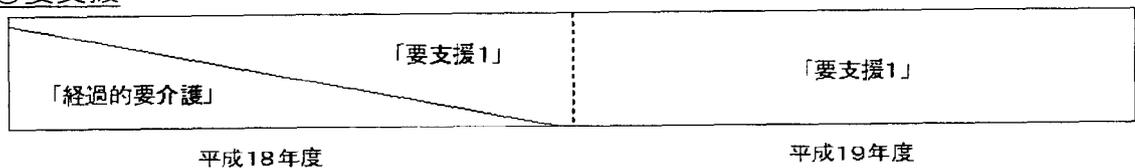
- 改正法附則第8条の規定により、現在の要支援者又は要介護者は平成18年4月1日に新たな方法による要介護認定を受けたものとみなされ、有効期間が満了するまでの間は、経過的に現在の認定区分によりサービスを受けることができることとされており、有効期間満了後の更新認定から順次新たな要介護認定又は要支援認定を受けることとされている。
- その際、現在の要支援者についても、施行日において要介護認定を受けたものとみなされるため、以降の有効期間内は、「経過的要介護」として、介護給付を受けることができることとされているところである。  
(ただし、事業量の見込みに当たっては、予防給付に分類する必要がある。)

- 現在の要支援認定の有効期間は最長で1年間、要介護認定の有効期間は最長で2年間とされており、このため、経過的要介護者がなくなり、新予防給付の対象となる者が新要支援者のみとなるのは、平成20年度からということとなる。

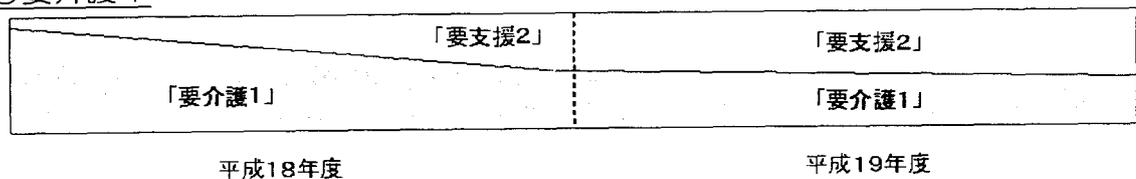


- このため、介護保険事業計画における要支援2の者を見込む場合に、平成18年度及び平成19年度においては、現在の要介護1の者が経過的に残ることとなるため、完全に新予防給付の対象となる新要支援者が出揃う場合に比較し、経過的に要介護1に残る者の分を勘案することとなる。

◎要支援



◎要介護1



問3 介護予防通所介護サービスはどの程度見込むべきか。

(答)

現在の予防給付については、訪問介護、通所介護及び福祉用具貸与の利用者が多く見られるが、第3期介護保険事業計画以降は、介護予防通所介護に重点を置くこととなることから、今回の事業量算定に当たっては、こうした介護予防通所介護の利用増を見込みに反映して見込むことが望ましい。

問4 介護保険3施設については、利用見込者数を基に、空床率を加味して必要利用定員総数を算定する予定であるが、統一的な空床率は示すのか。

(答)

第3期介護保険事業計画の策定に当たっては、各施設ごとの全国一律の空床率をお示しすることは考えていない。従って、必要利用定員総数の算定の際には、過去の利用状況等を踏まえて、空床率を設定していただくこととなる。

問5 地域密着型サービスの必要利用定員総数について、自市町村管内に限らず、管外（隣町）からの利用者も含めた利用見込者数を基に算定してよいか。

(答)

地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）の必要利用定員総数については、自市町村の利用見込者数に空床率を加味した上で算定していただくこととなる。

なお、管外からの利用見込者数は、現在入居している者及び新規に当該管外市町村が事業所の所在する隣町の同意を得た上で事業所指定を行う場合も想定し、当該管外市町村の介護保険事業計画において記載されるものである。

問6 介護専用型特定施設を見込むにあたって、9月26日全国課長会議では「現在の入居要件をもって判断」とあるが、判断する際の根拠如何。

(答)

介護保険事業計画においては、入居案内等の書面により、入居要件として「要介護者（要支援者を除く）であること」（夫婦等で、1人が要介護者、もう1人が要支援者又は非該当者である場合を含む。）が明記されている場合に介護専用型特定施設として見込むこととしていただきたい。

問7 介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護は、37%の中に入らないとしてよいか。

(答)

そのような取扱いでよい。

問8 地域支援事業費の上限率を超えるため、地域支援事業と同種の事業であっても地域支援事業の対象外の事業として行う場合が考えられる。このような事業に係る事業計画への記載方法如何。

(答)

政令で定める上限率を超える事業を介護保険事業計画に記載することについては、各市町村の判断により可能である。